

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

岩手県花巻市大迫町亀ヶ森23-41-1
株式会社 佐藤木材

2. 指名停止措置期間

平成28年 9月28日から平成28年10月27日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

株式会社佐藤木材は、東北森林管理局岩手南部森林管理署遠野支署長と契約締結した立木販売箇所において、平成28年5月20日、伐倒作業中、伐倒した木が他の伐倒されている木の上を滑り、労働者に当たり死亡する重大災害を発生させた。

この災害に関して、釜石労働基準監督署から株式会社佐藤木材に対し、労働安全衛生法違反があったとして是正勧告書が発出されている。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）及び「国有林野事業の実行に係る民間事業における労働安全衛生確保対策の具体的推進について」4（1）に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため、本件については1ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 部局発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヶ月以内

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務企画部 経理課長 白戸 副康

電話018-836-2070